

2021年度 駒ヶ根市保育料基準額表(0~2歳児)

(2021年4月~2021年8月分)

【保育料基準額表】

階層区分	定 義		保育料徴収基準(月額)		同時に2人以上入園している場合 〈注3〉
			保育短時間 (8時間保育)	保育標準時間 (11時間保育)	
			3歳未満児	3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B	A階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0	
C	A階層を除き、市町村民税の額が均等割のみの世帯		10,500	12,500	
D1	A階層及びC階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割が48,600円未満の世帯	12,100	14,100	年齢の大きな子から数えて 1人目 全額 2人目 半額 3人目以降 無料
D2		48,600円以上71,300円未満	14,700	16,700	
D3		71,300円以上78,900円未満	18,000	20,000	
D4		78,900円以上88,000円未満	21,900	23,900	
D5		88,000円以上97,000円未満	24,300	26,300	
D6		97,000円以上132,700円未満	30,200	32,200	
D7		132,700円以上169,000円未満	32,600	34,600	
D8		169,000円以上301,000円未満	38,600	40,600	
D9		301,000円以上	44,500	46,500	

〈注1〉市町村民税所得割額については、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等の税額控除について適用しないものとします。

〈注2〉基準額表における階層区分は次のとおりとします。

- ① 入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び、その他の扶養義務者(家計の主宰者に限る)の課税額の合計とします。
- ② 年齢区分は、当該年度の4月1日現在の満年齢とします。

〈注3〉同一世帯で2人以上の児童が保育所等に入所している場合は、保育料基準額表により算出されたそれぞれの保育料に次表のとりの軽減をします。

階層区分			保 育 料
C～D9階層 に属する世帯	同一世帯で 2人以上入所 している場合、 年齢の大きな 子から数えて	1人目	全額
		2人目	半額
		3人目以降	無料

(注) 10円未満の端数は切り捨て

※C階層～D1階層及びD2階層の一部（市民税所得割額57,700円未満）に該当する世帯は、第2子半額、第3子無料とします。

（いずれの場合も、生計を一つにしているきょうだい全員で児童数を計算）

〈注4〉次の世帯のうち、C階層～D2階層及びD3階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）に該当する世帯は、第1子は保育短時間であれば3,200円、保育標準時間であれば5,200円にそれぞれ軽減、第2子以降無料とします。

- ① 母子、父子世帯
- ② 在宅障がい児（者）のいる世帯
- ③ 市長が認めた世帯（要保護者等）

〈注5〉駒ヶ根市独自多子軽減策（第3子、第4子以降の軽減）※入所児童と同一世帯に限ります。

児童数の区分	保 育 料
第3子	保育料基準額の50%の額を保育料とする。 (軽減額が6,000円に満たない場合は6,000円を上限に軽減する)
第4子以降	無料

(注) 10円未満の端数は切り捨て

〈注6〉各期納期限は通常月末日ですが、月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌営業日になります。
なお、12月の納期限は25日です。

【2021年度納期限一覧】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
4月30日(金)	5月31日(月)	6月30日(水)	8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
11月1日(月)	11月30日(火)	12月27日(月)	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)